

時 の動き

あいつぐ無罪判決

全日本建設運輸連帯労働組合 書記長

小谷野 毅



和歌山事件無罪判決後の組合員3人と弁護士

今年3月、「関西生コン事件」の刑事裁判で3件の判決が出されたが、そのうち大阪高裁で2件が無罪判決。しかも、この無罪判決は検察の上告断念でどちらも確定した。

1件目は、和歌山広域協組事件控訴審の逆転無罪判決。事件は2017年8月、和歌山広域協組という生コン業者団体の代表者が、元暴力団員らを組合事務所周辺に差し向けて威嚇したことについて、関生支部（かんなましぶ）全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）が面談予約をとったうえで同協組事務所を訪れ、代表者に釈

明と謝罪を求めた行為と街宣活動が強烈な要未遂と威力業務妨害とされたもの。

元暴力団員を使って団結権を脅かした側が「被害者」として振る舞い、それを警察・検察が事件化して、2年後の2019年8月、組合役員3名を逮捕起訴した。一連の刑事事件のなかでもきわめつけにおかしな話なのだが、一審和歌山地裁（松井修裁判長）は2022年3月、全員に執行猶予付の有罪判決を出し、組合側が控訴していた。これに対し、大阪高裁（第1刑事部和田真裁判長）は3月6日、原判決を破棄して、3名全員に無罪を言い渡した。

同月22日、検察が上告を断念してこの逆転無罪判決は確定した。

2件目は、それから1週間後の武・前委員長事件の控訴審判決（大阪高裁第2刑事部長井秀典裁判長）は、前委員長と検察の双方の控訴を棄却。併合審理された3つの事件のうち大阪スト事件とフジタ事件の2件については一審大阪地裁の有罪は覆せなかったが、他方で、前委員長を無罪としたタイヨ一生コン事件については一審の無罪判決が維持された。検察はこの高裁判決についても上告を断念。無罪判決は確定した。

破たんする

「関西生コン事件」の構図

「関西生コン事件」は、関西の生コン業者団体が2017年12月から開始した大がかりな組合つぶし攻撃（60社以上の解雇、団交拒否などの不当労

働行為）ではじまった。これに乗じて翌2018年7月以降、滋賀、大阪、京都、和歌山の4府県警がストライキやピラマキを威力業務妨害とするなど、

憲法28条労働基本権保障と刑事免責（労組法1条2項）をふみにじって、あたりまえの組合活動をつぎつぎに刑事事件化。のべ89人の組合員と事業者を18回にわけて逮捕、起訴した。

解雇や団交拒否事件については大阪府労委で救済命令が続々と出され、中労委で17件が再審査中。刑事弾圧事件は、大阪、大津、京都、和歌山の4府県の地裁で8つの刑事裁判として審理され、ストライキ事件では残念ながら有罪判決がつづいた。しかし、2021年7月には前出の前委員長事件一審で最初の無罪判決。さらに同年12月、加茂生コン事件控訴審で大阪高裁（第6刑事部村山浩昭裁判長）が逆転無罪判決（ただし、検察が最高裁に上告中）。そして今回の無罪判決2件。

有罪率99・9パーセントの日本において、刑事事件とされた13件のうち3件で無罪判決、そのうち2件が確定という数字がなにを物語るだろうか。生コン業界と警察・検察が仕組んだ組合つぶし事件の構図の破たんがはじまったといつて過言ではない。

ただし、手放しで喜べる局面でないことも事実。3月2日のコンプライアンス事件一審判決（大津地裁刑事部畑山靖裁判長）は、湯川裕司委員長に対し懲役4年の実刑のほか、5名の組合役員や元組合員に懲役3年～1年、執行猶予5年～3年という信じがたい重罰判決を出しているからだ。

産業別労働組合の活動としてその正当性をまともに判断させれば無罪が勝ち取れる。その確信を深めてこの不当判決も覆していくつもりだ。

（こやの たけし）